

問 健康増進課（保健センター） ☎720-5000

「伊奈町保健事業のお知らせ」と併せてご覧ください。

内：内容 日：日時 場：場所 対：対象 定：定員 持：持ち物 費：費用 申：申込

## 3月は 自殺対策強化月間

国では、毎年自殺者が増える傾向のある3月を「自殺対策強化月間」としています。町でも自殺対策の強化に向け、ゲートキーパー養成講座を行います。

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことです。特別な資格は必要なく、誰でもゲートキーパーになることができます。

### ●ゲートキーパー養成講座

☑ 「共に生きる」がなぜ必要なのか

📅 3月19日(火)10時～12時

📍 総合センター多目的ホール

👤 町内在住・在勤の方

👥 20名（先着順）

🗣️ 関根一夫氏（木村クリニックカウンセラー）

📍・📞 3月4日(月)から、健康増進課（保健センター）窓口または電話

要事前  
予約

## 高齢者肺炎球菌予防接種

令和6年度から定期接種の対象者が変わります。

●65歳の町民

●60歳以上65歳未満の町民で下記に該当する方

- ・心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常活動が極度に制限される程度の障害を有する方
- ・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方

※過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある方は、定期接種の対象外です。

## い～な！健康マイレージ事業の 記念品の引き換えはお済みですか？

引換期限▶3月15日(金)まで

引換場所▶保健センター

受付時間▶8時30分～17時15分（土日祝日除く）

まだお済みでない方は、お早めに引き換えをお願いします。

なお、ポイントは来年度へ繰り越しできませんのでご了承ください。

## ご存知ですか？ 子ども用車いす ☎ 社会福祉課 ☎ 2121

知ってください  
子ども用車いすのこと  
これは子ども用車いすです。



病気や障害が理由で、  
”これがないと移動できない”  
子どもたちが使用しています。  
みなさまのご理解、  
温かい配慮をお願いいたします。



### 折りたたみません

これは車いすです。  
座る姿勢が取れないなどの身体的特徴から、  
車体を折りたたむことは容易ではありません。

### 重量があります

車いす自体の重量に加え、医療機器を搭載している場合もあります。  
車体を持ち上げて大きな段差などを越えることは非常に困難です。

### 子ども用車いす マークもあります

「子ども車いす」や「子ども用車いす」などと表示したマークを付けている方もいます。



※ベビーカーを車いすと同じ目的で使用している場合もあります。

国土交通省

周囲の方へ ●街なかで見かけたら、そっと見守りましょう。●困っている様子が見られたら、声をかけてみましょう。

# 令和6年度から 国民健康保険税を改正します

固 保険医療課 2173

国民健康保険（国保）は、平成30年度から県が財政の運営主体となり、市町村は県から示された標準保険税率を参考に、適正な保険税率を設定することになりました。

県では、多くの市町村で実質的な収支の赤字が続いていることから、「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」を定め、市町村ごとに異なる保険税水準を統一するため、段階を踏んで課題解決に取り組むとしています。

町でも、現行の保険税率のまま運営を続けると赤字財政となってしまうことから、健全な国保事業の財政運営を持続するため、県が示した令和5年度標準保険税率（下表参照）を参考に、令和6年度から税率などの改正を行います。

国保制度は国民皆保険の最後のとりでであり、この改正は、持続可能な社会保障制度の確立を図るために行われます。皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

## ■国民健康保険税の仕組み■

国保税は、医療費などの給付に充てる「医療保険分」、後期高齢者医療制度を支える「後期支援分」、40歳～64歳の方を対象とした介護保険にかかる給付金の「介護保険分」で構成され、それぞれ前年の所得に応じて算出される「所得割」と、加入者数に応じて算出される「均等割」の合計額が年間にかかる金額となります。

## 【令和5年度標準保険税率】（参考）

	所得割 (%)	均等割 (円)
医療保険分	6.78	40,966
後期支援分	2.75	16,115
介護保険分	2.40	17,395
合計	11.93	74,476

## ■改正の内容■

令和6年度から、下表のとおり税率などが変更となります。なお、納税通知書は7月上旬に郵送する予定です。

### 現行（令和5年度まで）

	所得割 (%)	均等割 (円)
医療保険分	7.6	22,800
後期支援分	2.3	8,800
介護保険分	1.6	10,800
合計	11.5	42,400



### 改正後（令和6年度から）

	所得割 (%)	均等割 (円)
医療保険分	7.5	32,000
後期支援分	2.6	15,000
介護保険分	1.7	11,000
合計	11.8	58,000

## 【国保税の計算例（税率改正後の試算）】

例① 1人世帯（70代）  
年金収入1,500,000円（雑所得400,000円）

令和5年度	令和6年度
9,400円（年額）	14,100円（年額）
	+4,700円

※総所得金額等の世帯合計が一定以下のため、均等割額の7割軽減が適用されています。

例② 2人世帯（70代夫婦どちらかに収入がある場合）  
年金収入2,400,000円（雑所得1,300,000円）

令和5年度	令和6年度
136,500円（年額）	163,000円（年額）
	+26,500円

※総所得金額等の世帯合計が一定以下のため、均等割額の2割軽減が適用されています。

例③ 1人世帯（40代）  
給与収入3,500,000円（給与所得2,370,000円）

令和5年度	令和6年度
265,400円（年額）	286,800円（年額）
	+21,400円

例④ 3人世帯（40代夫婦どちらかに収入がある場合、未就学児1人）  
給与収入3,000,000円（給与所得2,020,000円）

令和5年度	令和6年度
283,300円（年額）	327,000円（年額）
	+43,700円

※未就学児の均等割額の5割軽減が適用されています。

## 【今後の保険税について】

県が定めた「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」に基づき、将来的に同じ世帯構成、所得であれば県内のどの市町村でも同じ保険税となることを目指します。そのため、令和9年度の保険税水準の準統一（収納率格差以外の保険税の統一）に向けて、段階的に保険税の見直しを行う予定です。